

税金 Q & A

三輪厚二税理士事務所(大阪・大阪市)の協力により、
税務FAXニュース「リーダスクラブ」より掲載。
資料請求・お問合わせ先 TEL 06(6209)8393
http://www.zeirishi-miwa.co.jp/

Q 減価償却資産を4月以降に取得した場合、届出が必要になるようですが、どのようになっているのですか？

A 従来からの償却方法と違う償却方法を適用する場合は、原則として届出が必要になります。

新しく取得した減価償却資産の償却方法の選定の届出は、次のようになっています。
①原則的な取扱いは、新たに取得した減価償却資産をこれまでの資産と区分し、資産の種類ごとおよび事務署長に届け出ます。
②みなし選定

3月までに取得した減価償却資産について、「旧定額法」「旧定率法」「旧生産高比例法」を選定している場合において、4月以後取得した減価償却資産について①の届出をしない場合は、それぞれ「定額法」「定率法」「生産高比例法」を選定したものと見なされます。
③法定償却方法
①の届出書を提出していない場合で、②に該当しない場合は、法定償却方法を適用することになります。
したがって、法定償却方法以外の償却方法を適用したい場合には、上記①の届出書を提出しなければなりません。

Q 国税庁が、インターネットで公売をするという聞きましたが、本当ですか？

A 本当です。国税徴収法の改正でインターネットによる公売も認められるようになりました。

昨年、国税徴収法の改正がされ、差し押さえた財産などをインターネットで公売することが認められました。
公売の方法は、「競り売り」いわゆるオークションで行われますが、①1日のうちに順次買受け申込みを行う期日競り売り、②2日以上の連続した期間を設ける競り売りの

方法があるということです。平成20年度の第1回目のオークションは、ヤフーの官公庁オークションサイトで6月5日から行われ、同11日に最高値申込者が決定しました。今年度の第2回目は今年10月以降に実施される予定です。オークションに参加するには、事前に参加申込みを行う



と共に一定の書類を提出する必要があります。日程や概要は、国税庁の公売情報のサイトをご覧ください。
http://www.koubai.nta.go.jp/auktionx/public/hp001.php?PHPSESSID=405937ebeeaa4222125b8787b4681fb3

Q 土地の取引は、消費税法上、非課税ですが、すべて非課税になるのですか？

A 主な取引は、次のようになっています。

- ①土地、借地権の譲渡 非課税。
- ②土地の譲渡にともない不動産業者が收受する仲介手数料 課税。
- ③土地の造成費 課税。
- ④土地の貸付け 1カ月以上の期間にわた
- ⑤駐車場やテニスコートの貸付けは、課税となりますが、アスファルト舗装などの地面の整備やフェンス、区画、建物の設置などをせず、かつ、車両などの管理をしていない駐車場(いわゆる青空駐車場)は非課税となります。
- ⑥土地建物の貸付け



居住用の賃貸物件であれば全額非課税、店舗や事務所など居住用以外の物件であれば全額が課税となります。この取扱いは、賃料を土地使用料と建物使用料と区分しても同じです。
⑦電柱使用料 電柱の敷地の使用料は非課税扱い。

Q 使用人兼務役員が役員になる場合に支給される退職金は、損金算入することができますか？

A 一定の要件を満たす場合は、退職給与として損金の額に算入することができます。

使用人兼務役員が使用人としての職務を解かれ、専任の役員となった場合に支給される使用人兼務役員であった期間にかかる退職給与は、原則として、退職給与にならず、その役員に対する給与として

次のすべてに該当するときは、使用人に対する退職給与として損金算入が認められることとなります。
①支給対象となった者が、既に使用人から使用人兼務役員に昇格した者であり、かつ、その者に対して昇格をしたときに使用人であった期間にかかる退職給与を支給していないこと
②その給与の額が、使用人としての退職給与規定に基づき、その使用人であった期間および使用人兼務役員であった期間を通過してその使用人としての職務に対する退職給与として計算されており、かつ、その退職給与として相当であると認められる金額であること